

児童育成協会の企業主導型保育事業 に関する実地調査結果

令和元年9月27日（金）

児童育成協会の企業主導型保育事業に関する調査チーム

1 実地調査の目的及び事項等

(1) 調査日

令和元年8月28日(水)～8月30日(金)、9月2日(月)

(2) 調査目的

企業主導型保育事業における新たな実施機関の公募については、これまで、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」(平成31年3月18日)(別紙1)及び「新たな実施機関の公募に当たっての方針」(令和元年7月2日)(別紙2)を踏まえ、公募要項等の具体化を進めてきた。

その後、企業主導型保育事業に関する不正事案(整備費水増し・架空請求等)が判明したことから、今般、本事業を所管する内閣府として、現在の実施機関である公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)に対し、直接実地調査を行うことにより、これらの事案が発生した原因を改めて現場目線から確認し、業務運営上の課題を把握する。

さらに、本事業を所管する内閣府として、新たな実施機関の公募・選定に際し、公募要項及び実施要綱等において規定すべき事項について明らかにする。

併せて、新たな実施機関が選定されるまでの間、継続事務を執行している協会が速やかに対応すべき事項も明らかにする。

(3) 調査事項

今般の不正事案(整備費水増し・架空請求等)が発生した運用(審査及び監査)上の課題の検証

補助事業の実施状況一般に関すること

相談・苦情処理体制の整備に関すること

補助事業の情報処理システムに関すること

(4) 調査方法

本年8月28日付で「児童育成協会の企業主導型保育事業に関する調査チーム」から協会に対し、「児童育成協会の企業主導型保育事業に関する実地調査について」(別紙3)を発出した。

協会から、各年度4月時点における職員の体制(管理職の職歴、正職員・契約職員・派遣職員の別、専門職の職種・人数・配置先等)について資料提出(別紙4)を受けるとともに、協会職員からの説明聴取及び協会が保有する関係資料の閲覧により調査を実施した。

このうち、については、審査及び監査の流れについて協会職員から説明聴取の上、取消し及び取りやめにより現在も助成金の返還を求めている23施設(別紙5)について、申請書類、契約書、完了報告書等の閲覧により調査を実施した。

2 各事項毎の結果及び明らかとなった課題（これまで把握している内容も含む）

(1) 不正事案（整備費水増し・架空請求等）が発生した運用（審査及び監査）上の課題

審査に係る課題

【事案の申請当時の審査状況（整備費単価と実績とのかい離状況の審査を含む）】

今般の不正事案（別紙5の23施設）の手法を改めて確認したところ、大きく

- ▶ 施設整備の完了報告書において書面や現場写真を偽造し、実際の工事の進捗とは異なる報告をし、整備費を不正に受給していた事案（KIDSLAND 柳瀬（仮称）、KIDSLAND 天神など）
- ▶ 整備費の助成申請における必要経費の水増し、運営費にかかる利用児童等の水増しにより各助成金を不正に受給していた事案（合同会社 ANELA が設置者の施設、笑咲保育園など）

の二つに整理される。また、整備費を受給していながら、運営されていないものとしては、

- ▶ 施設整備完了後、運営実態が確認できない事案（(株)CF0、株式会社ファイブフロッグスなど）や破産による取りやめ

が見られた。

これらの事案を事前に不採択とすることができなかった要因を調査した。

- ・ 申請書、図面、見積り、契約書等の書面審査のみで現地確認は行っていなかったため、書面や現場写真の偽造、水増し等の不正申請について事前に把握できなかった。また、「企業主導型保育事業実施要綱」(*)（以下「実施要綱」という。）、「企業主導型保育事業助成要領」(**)（以下「助成要領」という。）に規定する補助上限以外に「整備費水増し」と判断する基準がなかった。

(*) 内閣府子ども・子育て本部統括官が厚生労働省子ども家庭局長と協議の上制定

(**) 協会理事長が内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省子ども家庭局長と協議の上制定

- ・ 今般の調査で、平成28年度、29年度においては、設置者の経営悪化により事業継続が不可能となった事案の中には、申請者の資産や収支に対して申請にかかる保育事業規模が著しく大きいものやそもそも債務超過に至っていたものがあつたことが確認されたが、そういった場合に、審査の上、採択の適否を判断するための明確な基準が実施要綱、助成要領に規定されていなかった。また、協会においては、助成要領の規定内容を超えて、申請者に対し照会・確認することは行っていなかったことが明らかとなった。

【運営開始の把握状況】

不正事案の中には、整備完了後合理的な理由なく、施設の運営が開始されないものが見られ、施設の運営開始時期の迅速な把握が重要であったと考えられることから、その実態を調査した。

- ・ 助成要領に基づき、運営費助成決定に当たって、都道府県知事等に対する認可外保育施設の届出を提出させており、施設の運営開始の時期は、その届出の提出をもって初めて確認していたのが実態であった。すなわち、整備費助成決定後整備を完了させず、運営費助成決定に必要な都道府県知事等への認可外保育施設の届出を行わない場合には、施設の開所が遅延していても状況を把握できていないことが確認

された。

- ・ 運営費助成決定後の施設の運営開始については、施設からの運営費概算払い請求や月次報告のほか、運営開始後6か月経過した全ての施設に対して行う年一回の立入調査で確認していることが確認された。

【審査マニュアルの整備状況、職員への教育・研修体制】

個別案件の審査に当たっては、審査マニュアルの整備、職員への教育・研修が重要であることから、その実態を調査した。

- ・ 協会においては、実施要綱・助成要領に基づく審査マニュアルを整備するとともに、平成28年度からの審査での照会事項に基づくFAQを共有し、活用していることが確認された。
- ・ 新規の審査担当者に対しては、ベテランの担当者が1週間程度マンツーマンで指導し、徐々に定型的な作業から判断を要する作業へと業務に習熟させていることが確認された。なお、判断が困難な案件については、管理職に相談していることが確認された。

【設置類型ごとの審査の対応状況】

施設の設置企業と利用者との安定的な雇用関係を基礎とした保育の提供が期待される単独設置型、複数の企業の従業員が利用し、施設の設置企業との関係が比較的薄い共同利用型、施設の設置企業と利用者間に雇用関係がない保育事業者設置型の類型に応じて、審査における扱いに違いがあったかどうかを調査した。

- ・ 助成要領等に基づく審査基準としては設置類型による違いは設けられておらず、協会の審査における扱いに特段の違いはなかった。

監査に係る課題

監査は、施設における保育の状況を確認し、施設の課題の把握・解決を図るとともに、他施設にも関わるような課題を協会として共有し、全施設への周知を行うなど、協会におけるその後の審査や監査にも反映させる、PDCAサイクルの重要な部分を担うものであるため、その実態を調査した。

【協会が行う監査の内容、監査の受託者への指示内容と協会への報告の流れ】

平成29年度、30年度については、協会から立入調査及び午睡時抜き打ち調査(*)について委託された(株)パソナ(以下「パソナ」という。)が多くの施設に対する立入調査及び午睡時抜き打ち調査を実施してきたため、協会自らが実施する立入調査及び午睡時抜き打ち調査との役割分担などの状況を調査した。

(*) 午睡時抜き打ち調査は、利用児童のうつぶせ寝への対応を施設が恒常的に適切に行っているかを確認することを通じ、施設が子どもの安全を第一に考え、保育の質の確保に十分配慮して保育を行っているかを確認する極めて重要な調査である。

- ・ 協会が規定する「企業主導型保育事業指導・監査実施要領」によれば、協会が行う監査は、以下の三種類であった。
 - ▶ 立入調査は、原則として年1回、計画的に実施する。実施に当たっては、当該施設の帳簿等の準備のために、実地通知書を事前に送付するとともに、自主点検票の作成・事前提出を求める。ただし、場合によっては、事前通告せずに実施することもある。
 - ▶ 特別立入調査は、施設の運営等について、問題が発生した場合、発生のおそれ

あると認められる場合又は通報や苦情があった場合のほか必要に応じて、随時、抜き打ちに実施する。

- ▶ 午睡時抜き打ち調査は、午睡時の職員配置状況や乳幼児の安全確保の観点からの午睡の状況の確認のため、計画的に、抜き打ちに実施する。
- 本事業は単年度事業であり、協会は、内部職員による監査体制を整備するのは困難との判断の下、平成 29 年度、30 年度については立入調査及び午睡時抜き打ち調査の委託先を公募し、パソナを選定した。パソナは東京と大阪に事務所を設置し、立入調査及び午睡時抜き打ち調査を実施した。全ての立入調査及び午睡時抜き打ち調査のうち、協会が策定した基準（通報等があり、課題があると認められた施設及びパソナ関連会社の運営する施設等は、協会が直接立入調査、午睡時抜き打ち調査を実施）の下、およそ 9 割はパソナが実施していた。
- 今般の調査の結果、立入調査結果及び午睡時抜き打ち調査結果について、協会は、パソナと週一回復命会を実施させ、その結果を踏まえ、施設に対し文書指摘を行い、施設に改善報告を求め、協会及びパソナは翌年の立入調査で改善状況をチェックするという流れはできていたことが確認された。

【監査の実施状況と活用状況】

立入調査については、指摘を受けた全ての施設から改善報告を提出させることとしているが、平成 29 年度保育内容等について指摘を受けた施設のうち、翌 30 年度の立入調査において約 3 割が同じ項目の指摘を受けていた（令和元年 8 月 30 日、協会「平成 30 年度企業主導型保育事業指導・監査実施要領に基づく立入調査結果について」）、翌年の立入調査までに、必要に応じ特別立入調査及び午睡時抜き打ち調査を行うことで、指摘事項の改善につなげることが重要であると考えられることから、三種類の監査の実施状況と活用状況について調査した。

- 平成 29 年度立入調査により保育内容等に関する指摘事項のあった 606 施設のうち、平成 30 年度立入調査までの間に特別立入調査は 5 施設、午睡時抜き打ち調査は 96 施設であった。
- 立入調査結果が直接、特別立入調査や午睡時抜き打ち調査につながった例は見られず、立入調査結果を踏まえて特別立入調査や午睡時抜き打ち調査を実施しているわけではないことが明らかとなった。立入調査結果や通報・苦情を踏まえ、どのように特別立入調査、午睡時抜き打ち調査、巡回指導に振り分けるかについての基準が整備されていないことも確認された。
- 特別立入調査の結果については、口頭指導にとどめているものもあれば、文書指摘しているものもあった。また、特別立入調査の対象となった施設については、協会においても随時呼び出しを行うなど重点的な指導対象としていることが明らかになった。しかし、口頭指導するのか、文書指導とするのかについての基準は整備されていなかったことが確認された。
- また、施設の行動変容を促し、具体の改善につなげるためには、立入調査とは別途、施設を訪問し、相談、助言を行う巡回指導が有効な手段であるが、実施要綱、助成要領に定めはなく、特に実施していないことが確認された。

【施設に対する研修の実施状況】

指摘事項の改善につなげるには施設に対する研修が重要であることから、その実態を調査した。

- ・ 平成 30 年度に協会が行った研修は
 - ▶ 施設長研修を全国 2 か所、年 1 回、受講者 537 人
 - ▶ 保育安全研修を全国 11 か所、年 13 回、受講者 1,680 人
 - ▶ 子育て支援員研修を全国 21 か所、受講者 1,802 人
- であった。施設数（平成 29 年度末 2,597 施設）に対して、研修の定員、開催場所、開催回数が十分であるとは言えず、内容的にも保育の質・安全面以外の経理や労務関係の研修が実施できていないことは、施設の運営改善につなげるという点から課題がある。

助成金の返還、訴訟等への対応に係る課題

助成決定の取消しや事業者による事業の取りやめにより、協会が助成金の返還を請求している施設が増加していることから、返還状況や訴訟等への対応状況についても調査した。

- ・ 協会は、法律事務所と契約の上、当該事務所の弁護士 2 名に対し、一定時間内については随時相談を行い、訴訟対応等必要に応じ追加費用を支払っていた。実地調査に参画した弁護士から、助成金の返還請求やその訴訟に関し、協会と協会が依頼している弁護士との意思疎通は図られているが、取消し事案、逮捕事案等が複数あることや複雑化していることも踏まえれば、今後の更なる業務負担の増加を考慮し、現在よりも多くの弁護士に關与してもらおうなど、より体制を強化していくことも検討すべきとの指摘を受けた。

(2) 補助事業の実施状況一般に関すること

【実績報告書の提出までの流れ】

補助事業等実績報告書の提出期限については、補助金等適正化中央連絡協議会決定に基づく昭和 33 年 11 月 15 日大蔵省通知により、本来は翌年度 4 月 30 日が提出期限とされているところ、平成 28 年度事業実績報告については平成 30 年 1 月 23 日、平成 29 年度事業実績報告については平成 31 年 3 月 29 日に提出されるなど、大幅に遅延しており、要因を把握するため、その実態を調査した。

- ・ 協会による事業実績報告作成のためには施設から年度完了報告の提出を受ける必要があるところ、協会からは、施設からの提出に時間を要していることが原因との説明があった。今般の調査で、協会は施設から毎月児童利用人員及び職員数の月次報告を受け、精算を行い、年度完了報告において助成の対象となる保育費用として認められるものの精査など支出の内訳を審査していること、年度完了報告については、3 月分の精算を待って施設が作成、調整の上確定させているところ、施設によっては何カ月も時間を要していることが確認された。
- ・ これは、認可保育施設等への給付費は義務的経費であるのに対して、企業主導型保育事業における運営費は補助金であるため、精算額の確定後に仮に誤りがあった場合、追加支給できないことから、年度完了報告を慎重に行っているためであることが明らかになった。

【運営費の支払い状況】

運営費の支払いの遅れについての指摘を踏まえ、その要因について調査した。

- ・ 本事業は単年度事業であり、したがって、開所後継続して運営している施設に対しても、毎年度、助成決定した後でなければ運営費を助成できない仕組みとなって

いる。平成 29 年度については、継続運営している施設についても、新規施設と同様の仕組みで申請を受け付け、助成決定したことから時間を要し、結果として運営費の支払いに遅れが見られた。しかし、平成 30 年度からは、継続運営している施設に対しては迅速に助成決定しており、設置者から適切な申請が行われれば、助成決定の遅れを理由とした運営費の支払い遅延の実態はないことが確認された。

- ・ 協会においては、平成 28 年度当初から、基本分(*)及び加算分(**)を翌月払いする概算払いの仕組みを導入していたところ、平成 30 年 3 月分については概算払いを行わなかったため、平成 30 年 4 月は概算払いの空白が生じた。さらに、平成 30 年 4 月から 9 月については、概算払いの仕組みを取りやめ、基本分のみを精算払い（翌月に月次報告を提出し、翌々月に精算払い）することとしていた。平成 30 年 10 月からは、基本分について、当月払いの概算払いの仕組みを導入した。さらに、平成 31 年 1 月からは、加算分についても当月払いの概算払いの仕組みを導入した。現在は、設置者から適切な申請が行われれば、運営費の概算払いが遅延している実態はないことが確認された。

(*) 児童の年齢区分や施設の所在地等に応じて設定される運営単価に月ごとの利用児童数を乗じて算出した金額を基本分として支給

(**) 加算の要件（職員の処遇改善の実施等）を満たした場合に、基本分とは別に、加算単価に月ごとの利用児童数等乗じて算出した金額を加算分として支給

(3) 相談・苦情処理体制の整備に関すること

【職員配置状況、苦情等の記録の保存状況、相談対応マニュアルの整備、対応状況の進捗管理の実態、職員間の情報の共有、困難ケースに対する専門職の対応方法、苦情等の傾向分析】

協会の相談・苦情対応が不十分であるとの施設・保護者等からの指摘があることから、その実態を調査した。

- ・ 平成 30 年度から専任者、今年度から相談室を設置した上で、相談・苦情案件は一元的に相談室で受け付け、データベース化し、照会内容の管理を行っていること、また、そのうち特に対応が必要な事案については、週一回協会で開催する定例会において、監査部や調査室につなぎ、個別に対応するとともに、その進捗も個別に管理していることが明らかとなった。
- ・ 相談室の設置は本年 4 月であり、現時点では、監査部や調査室による対応結果の集約、相談・苦情内容の類型化、分析までには至っておらず、監査項目の改善への活用にも結び付いていないなど、PDCA サイクルが十分に回っていないことも明らかとなった。
- ・ 相談対応マニュアルについては、協会で作成し、担当職員に活用されていることが確認された。マニュアルにおいては、「申請事業者に寄り添う気持ちを行動に表すことが基本姿勢とされていることが確認された。

(4) 補助事業の情報処理システムに関すること

【メール誤送信事案以後の改善状況】

協会は昨年 10 月から 3 回メール誤送信事案を引き起こしたことを踏まえ、その改善状況を確認した。

- ・ メール誤送信事案の対応については、「メール誤送信事案に関する改善策の進捗報告について(令和元年 8 月 9 日、協会理事長から子ども・子育て本部統括官宛提出)」

により、おおむね改善が図られているが、今般の調査で、運用規程の整備、担当者の配置、研修について更なる改善の余地があることが明らかとなった。

【アクセスが集中する事態が発生した場合の対応状況】

- ・ アクセスが集中する事態が発生した場合の対応状況について確認したところ、今般の調査で、協会が有するシステムのハードウェアの性能については、サーバーのCPUの使用量を見る限り、相当の余力があり問題ないことが明らかとなった。

【データのとりまとめから内閣府への報告に多大な時間を要する原因、基礎的な統計データ（類型別申請数、充足率など）の収集・管理状況】

データのとりまとめから内閣府への報告に多大な時間を要しているのが実態であり、その要因を調査した。

- ・ 平成 28 年 11 月、協会は事業者からの電子申請を可能とするシステムを導入し、少なくとも協会の審査の負担が軽減し、資料の保管、検索が容易になっている。
- ・ 一方、平成 28 年度に短期間で、十分な仕様検討を行うことなく、システムの設計・構築、運用を開始したことは問題であり、また、当該システムは紙データを入力保存しているにすぎず、データ抽出等の設計も不十分であり、データの抽出は当該システム開発を行った企業の SE が時間をかけて行わざるをえず、システム変更も柔軟に行うことができないことが明らかとなった。

(5) その他横断的事項

- ・ 平成 28、29 年度の事業を遂行するための体制はせい弱であったと考えられる（別紙 4）。その後充実が図られたものの、未だ必ずしも十分とは言えない。例えば、実務（審査、指導・監査、相談・苦情への対応など）を通じた PDCA サイクルにより運用の改善を行う企画立案部門が存在しておらず、マネジメントや企画立案機能が弱いことが確認された。
- ・ 本事業は単年度事業であることから、協会としては抜本的な体制強化に消極的であり、ブロック機関は設置されておらず、企業主導型保育事業本部の約半数が派遣職員で占められている。このため、個別施設の監査や不正事案への対応は東京にある協会の正職員が全国に出張して対応する必要がある一方で、個別の審査、監査や不正事案への全般的な対応に追われ、PDCA サイクルを回し、運用改善の上、助成要領等を改正するなどの余力がなかったことが今回の調査で明らかとなった。
- ・ 内閣府と協会の間で意見交換は随時行われてきたが、課題の認識、リスク管理などの共有が十分とは言えなかった。この点については、協会側のマネジメントや企画立案機能の弱さも一因である一方、内閣府子ども・子育て本部の体制も専任者が少ないなど必ずしも十分とは言えないことも要因と考えられる。
- ・ なお、本事業は事業主がその従業員の保育ニーズのために設置する類型のみならず、保育事業者型まで類型として設けており、地域の保育需要を考慮することが必要不可欠な地域枠の設定を可能としているにもかかわらず、関係省庁や基礎自治体との連携が必ずしも十分とは言えなかった。

3 調査結果の総評及び改善方策

(1) 調査結果の総評

- ・ 調査の結果、整備費・運営費水増しや架空請求などの不正事案が発生する要因として、
 - ▶ 内閣府は、制度開始時において、助成金の詐取を意図した申請を想定しておらず、不正の防止に十分な審査、指導・監査の基準を実施要綱に規定していなかったことや実施機関が定める助成要領に盛り込むべき事項を明確に指示してこなかったこと
 - ▶ 協会は、事業を遂行するための体制がぜい弱であり、特に、実施機関でなければ対応できないきめ細かな審査基準の制定や、審査、指導・監査、相談・苦情への対応などの実務を通じて PDCA サイクルを回し、運用を改善していく機能などが十分ではなかったことが大きいことが改めて確認された。
- ・ 内閣府は、これまで量の確保に重点が置かれすぎていたことも踏まえ、同様の不正事案が生じることのないよう、実施要綱等の見直しを徹底的に行い、新しい実施機関の下で、保育の質の確保や安定的な運営に配慮した事業者選定、指導・監査及び相談・苦情への対応などが行えるようにするとともに、実施機関が従うべき基準、実施機関に求める業務及び実施体制を明示した公募要項を策定し、実施機関の公募を進める必要がある。
- ・ 実施機関には、内閣府が定める実施要綱等の下、合理的・効率的な事業実施を前提としながらも、PDCA サイクルを回し、自ら運用改善しつつ、審査及び全国に存在する施設への指導・監査、相談・苦情への対応、助成金の返還請求や訴訟対応を着実に実施できる体制が必要となる。
- ・ 内閣府と実施機関との間では、より緊密な意思疎通を通じ、実施機関から内閣府に対し、実務を担う観点から事業の改善方策について提言がなされる関係を構築する必要がある。
- ・ 今後実施する公募により実施機関が選定されるまでの間、協会には、不正事案への厳正な対応、相談・苦情への丁寧な対応、協会の保有する個人情報保護対策に係る運用マニュアルの整備、内閣府の主導の下での新たな情報処理システムの検討などを実施させる必要がある。

調査項目別の具体的な改善方策については、以下のとおりである。

< 凡例 >

: 本補助事業を所管する内閣府として実施要綱等に規定又は助成要領等に盛り込むべき事項として明確に位置付け、実施機関において実施する事項

: 新たな実施機関において採り入れるべき事項（助成要領等に規定し、実施）

: 継続事務を実施している協会が速やかに対応すべき事項

(下線なし): 「新たな実施機関の公募に当たっての方針について」(令和元年7月2日)に記載

下線 : 今般の実地調査を踏まえ公募要項に追加する事項

[]: 平成30年度までに講じた措置

(2) 不正事案(整備費水増し・架空請求等)の防止策

【助成決定に至る手続の適正化・厳格化】

申請書類の内容について、申請者・関係者(運営委託する場合の運営委託先及び連携企業)等に対するヒアリングを実施すること。

「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」(*)に基づき、地方公共団体の定める認可外保育施設の設置基準に適合していることや地域枠を設定する場合の地域の保育需要等について、申請者から市区町村に事前相談を行うことを義務化しており、申請者から市区町村に事前相談が行われたことを実施機関から市区町村へ照会を行うこと。

(*) H30.5.15 都道府県、指定都市、中核市宛内閣府子ども子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡

必要に応じ、図面、登記簿抄本、賃貸借契約書等の申請書類を用い現地調査を行うこと。

整備費助成申請の際、提出を求める見積りのうち、少なくとも一者は公共事業参加資格者とすること。

- ・平成28年度: 大規模修繕等について、二者以上の見積り合わせを求める旨実施要綱に規定
- ・平成29年度: 複数者による見積りの提出を協会の内規により実施
- ・平成30年度: 複数者による見積りの提出を助成要領に規定

整備費助成の審査に際し、平均的な建設単価に加え、利用児童一人当たりの単価についても実績とのかい離状況を勘案して審査を行うこととし、その旨を明記すること。

- 〔・平成30年度: 建設単価の実績とのかい離状況の審査を協会の内規により実施〕
- 改修費助成について、新設費助成と区分した適切な助成水準に引き下げること。
改修費助成について、運営費に加算(減価償却加算)する形で費用助成すること(地域型保育事業の事業所内保育と同様)。

財務適格性(債務超過でない、直近三年以上連続して損失を非計上、運転資金1月以上)及び事業実績を審査すること、その際、公認会計士等の証明書類の添付を求めることを明記すること。

- 〔・平成30年度: 債務超過及び損失計上についての審査を協会の内規により実施(会計事務所に委託)〕

従業員枠は利用意向調査(共同利用型は、連携企業及び各企業の利用意向の見込み、保育事業者型は、連携企業名及び各企業の利用意向調査)の提出を義務化する

こと。

地域枠は「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」に基づき、申請者から市区町村に事前相談が行われたことを実施機関から市区町村へ照会すること。

社会保険料及び税金の納付実績のない事業者による新規の申請を認めないこと。

〔 ・平成 30 年度：社会保険料及び税金の未納がないことを証明する書類の提出を助成要領に規定。提出されない場合は協会の内規により不採択〕

保育事業者型については、定員 20 名以上の施設の保育士割合を 75%以上に上げるとともに、5 年以上の保育事業の実績を求めること。また、単独設置型、共同利用型の施設が保育業務を外部委託する場合も 5 年以上の保育事業の実績を求めること。

〔 ・平成 30 年度：保育事業者型の保育実績の審査を協会の内規により実施〕

審査実務を踏まえ、PDCA サイクルをしっかりと回すことにより、審査の改善を行うとともに、実施要綱等の改正を含む必要な改善について内閣府に提言する。

【助成決定後の手続の厳格化】

整備費助成を受けて実施する企業主導型保育施設の整備状況について、原則現地確認を行うこと。

整備が 2 カ年にわたる場合、2 年度目における工事契約書の再提出を義務化すること。

〔 ・平成 29 年度：概算交付について、契約書の提出を協会の内規で実施
・平成 30 年度：契約書及び前払い金等の支払いを確認できる振込通知書の写の提出を助成要領に規定〕

整備費を助成決定した全ての施設に対し、一定の期間経過後、合理的な理由なく施設の運営が開始されないものについては、助成決定を取り消す旨を通知すること。また、開所に向けた一定の時期に、当該施設から実施機関に対し、開所予定日までの進捗について報告させ、必要に応じ実施機関はヒアリング及び現地調査を行うこと。さらに、実施機関に相談や苦情等のあった施設について、必要に応じ実施機関は当該施設へのヒアリングや現地調査を行うこと。

【指導・監査の強化】

年に一回の立入調査の指摘結果の類型化を行い、立入調査の後の改善状況等を確認するための特別立入調査、午睡時抜き打ち調査を行う基準を策定すること。

特別立入調査を行うまでの必要性はない施設であっても、指摘を受けた施設の具体的な是正に結びつけるため、立入調査実施から翌年度の立入調査までの間に、必要に応じ巡回指導を実施すること。また、そのための基準を策定すること。

事業実施者及び従事者に対する研修の実施回数・場所の量的拡充に加えて、内容面も財務、労務に関するものなどニーズに応じ充実させ、研修の機会の活用などを通じた施設間の関係構築支援を行うこと。

指導・監査の結果や分析結果を全施設へ共有すること。

〔 ・平成 30 年度：研修において監査結果概要を共有。指摘事項の傾向及び指摘の趣旨について全施設へ通知〕

指導・監査の結果、繰り返し同内容の指摘を受ける施設に対しては、乳幼児に対する健康診断の実施、嘱託医との契約締結、アレルギー対応マニュアルの整備及び

マニュアルに基づく食事のアレルギー対策など児童の健康及び安全に係るものなどの指摘事項の内容に応じて、改善がみられるまでの間、概算交付の留保、利用者の募集の停止、翌年度以降の助成申請の受付停止、助成決定の取消しができるように規定すること。

【不正事案への対応力強化】

指導・監査及び相談・苦情体制の充実を図ること。(後述)

(3) 補助事業の実施状況一般に関する改善方策

【事業実績報告書の提出までの流れに関する改善方策】

施設に対する運営費を月次精算すること及びその手続(修正手続を含む)を助成要領上明記すること。

(・平成28年度:運営費の月ごとの精算を協会の内規で実施)

施設の区分経理や専用口座の設置を助成要領等で義務付けること。

年度完了報告が施設から期限内に提出されない場合、概算交付の留保、利用者の募集の停止、翌年度以降の助成申請の受付停止、助成決定の取消しができるように実施要綱等に規定すること。

対象経費について、経理担当者のためのFAQの整備及び周知・研修を行うこと。

施設による年度完了報告提出迅速化など事務の効率化のため、本事業で用いる電子申請システムについて、月次報告(精算)の修正を可能とする。さらに、実施要綱、助成要領等の改正に備え、様々な修正に柔軟に対応できる制度設計とすること。

(4) 相談・苦情処理体制の整備に関する改善方策

PDCAサイクルを回すため、まずは、相談・苦情による事案の開始からその解決までに至る個別事案のデータを一元的に集約すること、データを踏まえて事案を類型化すること。

当面、本事業における無償化に係る質問が増加することが見込まれることから、相談・苦情への対応体制を強化すること。

相談・苦情から不正事案発覚につながることもあり、相談・苦情への適切な対応が不可欠であることから、PDCAサイクルを回せる体制を整備するとともに、これらの結果を総括し、必要な対策を講じることができる企画立案機能を確保すること。

本事業は事業主拠出金を財源とした公的な性格を持つ事業であることを踏まえ、実施要綱・助成要領に基づき適正な運用を図る観点から相談対応マニュアルの見直しを行うこと。

(5) 補助事業の情報処理システムに関する改善方策

【メール誤送信事案の改善方策】

一斉メール配信専任担当を複数配置すること。

早期にセキュリティ対策に効果を発揮するため、随時研修が可能なe-ラーニングを導入すること。

【データとりまとめを含むシステムの改善方策】

現行システムのリース契約が令和2年度末に終了するため、新システム稼働のためには1年半しか時間がなく、システム設計には多大な時間を要することから、実施機関の公募・選定を待つことなく、早期に現行システムと利害関係がないデータベース専門家を参画させ、必要な要件を整理し、データベース設計の検討が必要。その後、構築・運用業者を選定し、並行稼働中にデータ移行を完了させ、稼働前の総合テスト、受入テストまで行うこと（設計中のシステムについては、新たに選定される実施機関に引き継ぐ）。その際、実施要綱等を十分踏まえたシステムとなるよう、内閣府も制度設計に参画すること。

データの抽出については、現行のシステムから、ユーザインターフェイスがよいデータベースソフトに定期的(週次、月次)にデータをインポートして作業することも考えられること。

【その他横断的事項】

個人情報保護対策として、改善のために導入した入退出管理カードキー、ノート型 PC セキュリティワイヤー、サーバアクセスログに係る運用マニュアルを早急に整備すること。公募により選定される実施機関においても、同様の措置を講ずること。

(6) その他横断的事項に関する改善方策

本事業は単年度事業であるため計画的な増員が困難であったが、次の公募においては、事業実施期間は5か年を基本とする(*)ことにより、できるだけ派遣職員に依存しない体制を整備すること。

(*)ただし、内閣府に設置する委員会において、実施機関から事業の実施状況の進捗等を聴取し、事業の円滑な遂行が困難とされた場合はその限りではない旨併せて公募要項に明記する。

企画立案機能の強化、助成金の返還請求やその訴訟対応のための体制強化（弁護士との契約内容の検討等）及びこれに対応する実施機関の機能強化を行うこと。

他方、実施機関の体制強化や機能強化を図るとともに、合理的・効率的な事業運営を実施すること。

継続事務の執行期間中であっては協会、また、今後実施する公募により選定された実施機関と内閣府の間で定期的な打合せの実施などにより、より緊密な意思疎通を行うこと。

国は、全国各地に存在する企業主導型保育施設への支援や指導・監査を的確に実施するため、認可外保育施設への指導・監査を実施する都道府県等や、子ども・子育て支援新制度の実施主体であり、「子育て安心プラン実施計画」に基づく保育の受け皿確保に取り組む市区町村との緊密な連携を図ることが必要である。

- ・ 平成30年度：基本指針を改正し、市町村子ども・子育て支援事業計画において、確保すべき保育の受け皿整備量に企業主導型保育施設の地域枠を含めることができることとした。

(参 考)

児童育成協会の企業主導型保育事業に関する調査チームについて

令和元年8月28日
内閣府事務次官決定

1 目的

企業主導型保育事業の実施機関について、令和元年度に予定する公募・選定を適切に実施するため、現行の実施機関である児童育成協会の業務運営上の課題に関する実地調査その他必要な調査を行うため、内閣府事務次官（以下「事務次官」という。）の指名する内閣府審議官の下に、児童育成協会の企業主導型保育事業に関する調査チーム（以下「調査チーム」という。）を置く。

2 構成

- (1) 調査チーム長は、事務次官の指名する内閣府審議官とする。
- (2) 調査チーム次長3名を置き、大臣官房長、子ども・子育て本部統括官及び子ども・子育て本部審議官をもって充てる。
- (3) 調査チーム員は、関係のある他の職を占める者のうちから事務次官が指名する。
- (4) 調査チーム長は、必要に応じ、外部の有識者その他の者の協力を求めることができる。

企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた 検討委員会報告

平成 31 年 3 月 18 日

1. 企業主導型保育事業について

(1) 制度の意義

子ども・子育て支援法改正により平成 28 年度に創設された企業主導型保育事業の意義は、

- 1) 待機児童対策へ貢献：女性の就労が拡大する傾向が顕著となる中、国政上の課題として保育の受け皿を更に拡大していくため、新たな施策の導入により待機児童対策へ貢献する
- 2) 企業の従業員の多様な働き方に対応：夜間、休日勤務の他、短時間勤務の非正規社員など、企業毎の多様な働き方に対応し、子育てを行う従業員に安心感を与えられるよう保育施設を設置して人材確保を進めようとする企業を支援する
- 3) 企業の自主性に配慮：財源は税ではなく事業主の負担する拠出金であることを踏まえて、企業の自主性に配慮する（例えば、パート就労者の円滑な利用、育児休業明けの予約入園）
といった点にある。

企業主導型保育事業を実施する施設に対しては、実施機関を通じ、整備費及び運営費について助成金が支給される。助成金の額は、整備費は認可保育所と同水準、運営費は小規模保育事業等と同水準とされた。助成金の財源は、全国の事業主が負担する拠出金により賄われる。

(2) 制度創設からこれまでの経緯

【平成 27～28 年度】

○平成 27 年 11 月、政府の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の中で、「待機児童解消加速化プラン」による平成 25～29 年度末までの保育整備拡大量が 40 万人から 50 万人に拡大され、その実現に向けた対策の一つとして本事業の創設が検討された。

○平成 28 年 3 月、子ども・子育て支援法が改正され、平成 28 年度から企業からの拠出金率の法定上限を引き上げ（0.15→0.25%）、拠出金の使途に本事業を追加した上で、スタートした。

○本事業の整備量の目標は、「待機児童解消加速化プラン」による 50 万人の保育の整備拡大目標のうち約 5 万人分とされた。

○本事業の実施に当たり、施設の類型として、

- ・単独又は複数の企業が保育施設を設置して自らの従業員のために保育サービスを提供する形態（単独設置型、共同設置型）
- ・企業が自らの従業員のために設置した保育施設の利用定員の一部について、他の企業と契約して当該企業の従業員に保育を提供する形態（共同利用型）
- ・保育専門の事業者が保育施設の設置主体として責任を果たしつつ、利用者を雇用する企業は、設置主体とならない形態（保育事業者設置型）

が設けられた。また、施設利用者の定員については、

- ・設置企業の従業員の児童に係る定員（従業員枠）
- ・従業員枠以外の児童に係る定員（地域枠）

の区分が設けられた。

○各施設への施設整備費や運営費の助成業務、新設申請に係る相談業務、指導監査業務、従事者向け研修業務等に関して、平成 28 年 4 月、実務を担う実施機関が公募され、公益財団法人児童育成協会が選定された。

【平成 29 年度】

保育の質や安全性を確保していくため、実施機関において、開設して6か月を経過した全施設に対し、年に1回立入調査を行うこととし、結果は、平成30年6月から児童育成協会のホームページを通じて公表されている。

平成28年度の創設当初、本事業は、認可保育所と異なり、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入できなかったが、平成28年度末に法改正がなされ、平成29年度から加入できることとなり、万一の事故にも対応できるようになった。

平成29年度末までに、2,597施設、59,703人（定員）の助成決定がされた。内訳は、次の通りである。

- ・設置企業規模別：大企業 45.7%、中小企業 54.3%
- ・定員規模別：40人以上 10.3%、20～40人 19.6%、20人未満 70.0%
- ・設置形態別：単独設置型 45.5%、共同設置型・共同利用型 39.5%、
保育事業者設置型 15.0%

【平成30年度】

○平成30年3月、子ども・子育て支援法が改正され、平成30年度から拠出金率の法定上限が再び引上げられ（0.25→0.45%。平成30年度の拠出金率は0.29%）、「子育て安心プラン」による平成30～32年度末までの32万人の保育の整備目標のうち6万人を本事業で整備する方針となった。その際、とりわけ中小企業による設置を促進するため、中小企業が設置者となる場合の施設運営費の自己負担割合を軽減する措置などが講じられた。

2. 企業主導型保育事業の課題

事業創設から3年目を迎え、「保育の質」「事業の継続性」「実施体制の確保」「自治体との連携」といった点で、次のような課題が指摘されている。

○待機児童対策へ貢献すべく量的拡充に重きを置く一方、実施機関

が行う事前の審査、開設後の指導監査等において、保育の質の視点が不足しているのではないか。

○ その結果、設置者の財務基盤が脆弱であったり、経営見通しが甘いままに開設された施設があり、入所児童の確保や保育士の確保が円滑に行われず、定員割れ、休止等につながったのではないか。

○ 単独設置型や共同設置型と違い、保育事業者設置型は、施設の設置企業と利用者間に雇用関係が無い。また、認可保育所の代替としての側面が強く、入所児童は空きが生じた付近の認可保育所へ移る傾向も見られること等から、実績の少ない事業者について、保育の質や事業継続性の面で課題があるのではないか。

○ 自治体と実施機関（現在は児童育成協会）の間の各施設の運営状況の情報共有、指導監査の連携等が不足しているのではないか。

○ 事業規模が拡大する中で、実施機関による指導監査、各種相談の実施体制が、十分に整っていないのではないか。

以上のような課題を踏まえ、昨年12月、少子化対策担当大臣のもと、本委員会を設置し、事業者、利用者、自治体、実務を担う実施機関等と意見交換を行い、当面、早急に改善すべき今後の方向性についての対応策を取りまとめた。国においては、来年度以降、早急に、この方向性に沿って、一層適切な実施体制を確保するよう求められる。

○引き続き、本報告以降の様々な状況も踏まえて、本委員会としても所要の対応策を継続的に検討していく。

3. 今後の方向性

(1) 基本的考え方

【事業の意義の再認識】

制度創設時の「待機児童対策へ貢献」「企業の従業員の多様な働き

方に対応」「企業の自主性に配慮」といった意義を再認識しつつ、これまで3年間の運営状況を再点検するとともに、早急に諸課題へ対応する。

【保育の質の確保・向上の重視】

子供の安全第一の観点から、保育の質の確保・向上を重視し、審査、指導監査の在り方を検証し、見直す。

【事業の継続性・安定性の確保】

待機児童対策への貢献や、企業の人材確保といった面で、職域及び地域において継続的に一定の役割を果たしていけるよう、また子供にとって安全で安定的な保育が可能となるよう、事業の継続性・安定性を確保する。

【透明性の確保】

全国の事業主の負担する拠出金で財源が賄われていることに鑑み、透明性の高い事業運営に努めていく。立入調査結果、審査結果の情報開示、各施設の決算情報の公開等を進める。

【国と実施機関との適切な役割分担】

国と実施機関が適切に役割分担する体制を整備し、国は、審査や指導監査の基準策定をはじめ基本的ルール策定、特別な立入調査を行い、実施機関は、国の指示のもとで効率的かつ効果的な審査・指導監査等を担当する。

【自治体との適切な連携】

国・実施機関と自治体との間で、情報を共有しつつ、審査・運営の円滑化や指導監査、相談などについての連携を進める。

(2) 審査基準、運営基準

現在、実施機関において、施設の設置申請を受理し、外部の専門家による審査委員会の審査を経て助成の可否を決定し、その後、申請内容

の精査など所要の手続を経て助成の可否を確定しているが、審査委員会による審査体制や審査内容の充実を図るべきである。

○本事業は、設置者である企業と利用者である労働者の間の安定的な雇用関係を基礎とした保育の提供が期待されるが、保育事業者設置型の施設の場合、そのような安定的関係は比較的薄くなりがちとの指摘がある。今後、保育事業者設置型の新規参入する場合は、自治体における認可保育所の事業者の選定例を参考に、一定の事業実績(5年以上)のある者に限るべきである。単独設置型・共同設置型・共同利用型の設置者が、今後、保育事業者へ委託する場合も同様とする(なお、設置企業の一部門としての保育事業実績があつて分社化する場合などは新規参入と扱わない)。

○保育事業者設置型については、保育事業を専門に行う事業者であることも踏まえ、定員20名以上の施設は、保育士割合を75%以上(現50%以上)に引上げるべきである。なお、本事業の既存施設には、3年程度の経過措置を設けることが適当である。

○現在、原則として書面により設置の審査を行っているが、必要に応じてヒアリング、現地調査を行うなど、審査の精度の向上を図るべきである。また反社会的勢力の排除については、より効果的な対応方法を検討しつつ、引き続き徹底すべきである。

○施設開設後の安定的な利用者の確保のため、

- ・従業員枠について、今後、設置申請の審査時に、利用者の意向調査等のデータを求めることとし、特に保育事業者設置型については利用企業を確認するなど精度の高い見通しを求めるべきである。
- ・地域枠については、地域の保育需要の確認などにより、引き続き自治体と相談するべきである。

○審査業務の効率化と適正化を図るため、

- ・審査を2段階とし、まずは申請事業者の財務面など適格性を審査し、次にこの適格性を満たす事業者について、施設の構造面、事業

計画等を審査すべきである。

- ・市区町村からの情報提供に基づき、施設構造面に係る技術的審査や地域の保育需給状況といった客観情報について、引き続き審査に反映すべきである。市区町村からの情報は、事業者から確認するのみならず、必要に応じ、実施機関が直接市区町村から情報を得るべきである。
- ・継続的・安定的に運営されている事業者に対して、運営費助成金に係る事務手続の簡素化を検討すべきである。施設運営に係る評価指標として、利用者・従事者の満足度調査の実施も考えられる。

施設整備費について、新設の場合の助成額と既存の建築物の改修に係る助成額を明確に区分するなど、実勢に合わせるべきである。

本事業については、設置企業の本体事業と区分経理すべきとされているが、本体事業の経営の影響を受けざるを得ない。やむを得ず他に事業を譲渡したり、廃止しようとする場合の取扱は、事業の安定性と保育の質の確保を図るため、新設時と同様、審査会に諮るなど厳格な審査手続きを要件とすべきである。

(3) 指導監査

- 指導監査の内容について、財務面、労務面を強化することとし、そのために、社会福祉法人や学校法人、株式会社、NPOなど様々な法人種別に対応した専門人材の確保や監査の専門的なルールを作りつつ、充実を図るべきである。

開設後の指導監査を充実するため、全国に点在する施設に対する指導監査体制が構築されるよう、地域ブロック別又は業務別(保育内容・財務・労務)の体制を整備するべきである。

指導監査業務の一部を外部に委託する場合は、中立性・専門性の確保が必要である。また、指導監査を行う者が、施設の顧問を務める、資本関係がある等の一定の関係性を有する場合は、利益相反が生じな

いよう必要な措置を講じるべきである。併せて、指導監査を行う者の専門性を向上するため、研修のあり方等を検討すべきである。

立入調査結果については公表した後、改善報告を求めてフォローアップしているが、その改善に向けた相談支援や改善状況の適切な確認の充実を図るべきである。また実施機関の度重なる指摘によっても、改善が見られない場合等については、必要に応じて国が直接的に指導監査する体制とすべきである。

指導監査の効率化を図るため、国・実施機関と、児童福祉法に基づき指導監督の責任を持つ自治体との指導監査基準の整合性の確保、指導監査の合同実施、結果の情報共有を更に図る他、指導監査の研修を合同で実施したり、連携の好事例を横展開していくべきである。

(4) 相談支援

実施機関において、新設申請に係る相談業務は実施してきたものの、開設後の保育業務、安全等についての相談支援は必ずしも十分な状況とは言えない。事業開始後も継続的に相談支援していくべきである。

各施設への巡回指導、共同設置型・共同利用型で定員に空きが生じた施設と保育ニーズのある企業とのマッチング支援など、実施機関、経済団体、自治体が連携している好事例も提供しながら、事業者支援の充実を図っていくべきである。

(5) 情報公開

これまで、保育事故の防止をはじめ質を確保する観点からの指導監査に重点を置き、全施設を対象として年1回の立入調査を実施し、その結果を公開している。今後、事業の透明性を確保すると共に、事業の運営規律の徹底に資するよう、各施設の決算情報（本事業の助成金収入を含む。）を公開していくべきである。

利用者の安定的な確保や事業運営の健全性を確保するため、各施設の定員充足状況等を公表するとともに、取消や休止施設の情報も一覽で公表するべきである。(なお、従業員が育児休業明けに職場復帰できるよう、設置する企業が取えて定員に空きを設けている場合があることに留意が必要である。)

現在、新設時の審査の基準や着眼点を公表しているが、各審査結果の通知に当たっては不採択の理由が示されていない。今後、審査過程の透明化等を図る観点から、不採択となった事業者理由を通知すべきである。

(6) 自治体との連携

平成 30 年度より、地域枠は、市町村子ども・子育て支援事業計画の供給量に含められるよう国の基本指針が改正されたところであり、設置者が地域枠を設定しようとする場合、自治体と相談の上、地域の保育需給状況を踏まえたものとなるようにすべきである。

- 施設の適切な運営や緊急時の円滑な対応に資するよう、各施設が自治体に対し、定員・利用者・従事者等の状況を定期報告する仕組みを検討すべきである。

- 企業主導型保育事業の円滑な運営に当たって、経済団体、自治体の福祉部局・経済部局、設置者、保護者等と意見交換の場を作ることが有用である。例えば、施設の休廃止時や万一の災害時に備えるため、国、実施機関、自治体等の役割を明確にしたマニュアルを整備すべきである。

- 実施機関と自治体が相互に連携しながら、必要に応じて指導監査、巡回指導、研修の整合性の確保や合同実施に努めるべきである。

実施機関、経済界、自治体が連携して相談体制が構築されるよう、国による支援を検討すべきである。

(7) 実施体制

事業の効果的、安定的な運営を確保するため、国と実施機関は、適切な役割分担を図っていくべきである。

- ・国は、審査や指導監査、情報公開基準等の基本ルールを設定し、公表し、必要な場合には直接、指導監査等を行う。
- ・実施機関は、上記(2)～(6)の実施・連携が可能となるよう、中立・専門的な体制とし、新設審査、概算払による助成金の円滑な支払い等の資金助成、指導監査等の実務を担当する。その際には、利益相反が生じないよう必要な措置を講じる。

実施機関は、高い中立性、専門性のほか、継続的に担うことが求められる。このため、毎年度、国は、外部評価等を行い、透明性の高い事業運営が行われるようにすべきである。それを前提に、実施機関において複数年の事業実施が可能となるようすべきである。

4 . 平成 31 年度以降の実施体制

平成 31 年度以降の企業主導型保育事業の実施体制については、本報告の提言を踏まえ、必要な見直しの上で、再構築することが求められる。まずは、国と実施機関との役割分担を明確にしつつ、実施機関に求められる役割とその要件を整理すべきである。

その上で、一定の周知及び準備期間も考慮し、本年夏を目途にあらためて国において本事業の実施機関を公募し、選定することが適当である。平成 31 年度分の新規に企業主導型保育事業の実施施設の募集については、選定された実施機関のもとで、実施されることとなる。

なお、新たな公募により実施機関が選定されるまでの間、現行の運営費助成金の支払業務等は継続する必要があることから、当該期間においては、国の指示の下、現行の実施機関である児童育成協会が継続事務を執行することが現実的である。ただし、この場合も業務運

営及び組織体制について相応の適正化を前提とすべきであり、国が適切に指導監督することが求められる。

参考資料

企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会構成員名簿

しまかた たくろう
嶋方 拓郎 公認会計士・税理士（株式会社軽子坂パートナーズ）

ただ ひろし
多田 博史 東京都福祉保健局少子社会対策部
認証・認可外保育施設担当課長

ほんじ ひさあき
本地 央明 独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンターチームリーダー

座長 まえだ まさこ
前田 正子 甲南大学マネジメント創造学部教授、元横浜市副市長

よしだ ひさし
吉田 久 全国社会福祉法人経営者協議会
保育事業経営委員会専門委員

（五十音順、敬称略）

オブザーバー 日本経済団体連合会、日本商工会議所、
厚生労働省

検討委員会の開催経過

第1回 平成30年12月17日

実施機関、保育事業者、日本商工会議所、自治体からヒアリング

第2回 平成31年1月21日

自治体からヒアリング

施設の定員充足状況を報告

第3回（平成31年2月25日）

利用者からヒアリング

報告骨子案をもとに意見交換

第4回（平成31年3月8日）

設置事業者からヒアリング

企業主導型保育施設の利用者・従事者アンケート結果の速報

報告案をもとに意見交換

検討委員会報告とりまとめ【公表】（平成31年3月18日）

新たな実施機関の公募に当たっての方針案について

令和元年 7 月 2 日 内閣府子ども・子育て本部

今後の実施機関の公募に当たり、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告（平成 31 年 3 月 18 日）」を踏まえた方針案は、次の通り。

○基本的考え方

事項	案
国との役割分担	n 国は、基本ルール（審査、指導審査、情報公開、事業譲渡等）の設定、必要な場合の各保育施設への指導監査、自治体との連携・調整等を行う。実施機関は、審査、資金助成、指導監査・巡回指導、情報公開等の各業務を担当。
組織責任体制	n 高い中立性、専門性、継続性の他、危機管理等の観点から責任を持つ体制とする。自ら又は関連機関は企業主導型保育を実施しない。 n 受託事業の体制は、他事業部門と独立性を有する。
事業実施期間	n 実施機関による複数年の事業実施期間は、5 年間を基本とする。国は、点検・評価委員会（仮称）を設置し、実施機関の選定・評価、制度全般の実施状況をチェック。実施機関は、毎年度、実績に関する報告、中間的な報告を行う。

○審査

事項	案
審査の内容	n 国は、現行審査基準（優先的考慮項目 及び事業計画の妥当性等）に加えて次の項目を設定し、実施機関は具体的な審査事務を執行。 多様な働き方への対応、待機児童対策への貢献等 ・ 保育事業者型の定員 20 名以上の施設は、保育士割合を 75% 以上に引上げ。既存施設は 3 年の経過措置。 ・ 保育事業者型に 5 年以上の保育事業の実績を求める。

	<p>設置企業からの分社化は新規と扱わない。幼稚園を事業実績に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独・共同利用型が保育業務を外部委託する場合は委託先も審査（5年以上の実績、財務適格性） ・ 整備費助成に際し、平均的な建設単価の実績との乖離を審査。 <p>審査基準の詳細は、保育施設の新規募集までに国が設定。</p>
審査の方法	<p>n 2段階審査（財務適格性、事業実績等の審査、施設構造、事業計画等の審査）のうち財務適格性（債務超過でない、直近3年以上連続して損失を非計上、運転資金1か月以上）について、税理士、公認会計士による証明添付を求める。</p> <p>n 申請書類の内容については、事業者・関係者等に対するヒアリング及び自治体への事実確認を行い、更に現地調査等も行いながら、内容の適正さを確保する。</p> <p>n 反社会的勢力の排除徹底。必要に応じ自治体から意見聴取。</p> <p>n 設定定員の審査を強化。従業員枠は利用者意向調査（保育事業者型は、連携企業名、各企業の利用意向調査）の提出を求める。地域枠は、保育需要を自治体から確認。</p> <p>n 審査委員会を経た審査結果に関し、不採択の申請者に理由を通知。</p>
外部専門家による審査委員会	<p>n 保育、会計、人事労務等の有識者で構成。申請数に応じて適切な開催頻度・体制を確保。</p>
事業譲渡時の審査	<p>n 今後、国の定める事業譲渡、財産処分に関するルールに従って適切に対応。</p>

○資金助成

事項	案
運営費の円滑な資金助成	<p>n 概算払は月末、精算は翌々月末に行う。今年度は、実施機関選定後、適切に実施。</p>

整備費助成の適正化	<p>n 改修費助成について、新設費助成と区分した適切な助成水準とし、事業所内保育事業（地域型保育事業の1つ）と同様、より実情に対応した助成方法とする。</p> <p>n 保育施設の設置者が助成を受けて施設を整備する際、見積合わせによる建設事業者の選定方法を認めているが、建設事業者について経営事項審査の受審を求める。実施機関は、整備状況を現地確認。</p>
-----------	---

○指導監査・巡回指導・相談支援

事項	案
指導監査・巡回指導の内容	<p>n 保育の質、事業の継続性等の観点から、人員配置、設備、保育内容、財務、労務を指導監査。</p>
相談支援の内容	<p>n 事業開始した保育施設に対して保育業務、安全、財務、労務等の相談に対応する。</p> <p>n 従事者等向け研修、定員の空きが生じた施設と保育ニーズのある企業とのマッチング支援を実施。</p>
指導監査・巡回指導の方法	<p>n 指導監査・巡回指導を年1回行う。改善状況をフォローアップする。必要に応じ、特別立入調査、午睡時抜打ち調査。改善が見られない場合、必要に応じ国が直接行う。</p> <p>n 自治体と連携し、地域ブロック別又は業務別（保育内容・財務・労務）の体制を順次整備。</p> <p>国が各自治体との調整を行うと共に、指導監査、巡回指導等の費用を支援。</p>
指導監査の業務を委託する場合の利益相反の排除	<p>n 実施機関が指導監査の一部を委託する場合であっても、委託先事業者（関連機関を含む）と保育施設の設置者・運営者の間に、資本関係が有る、コンサルティングが行われている等の場合、当該施設への指導監査は禁止。委託先事業者からの申告のみならず、保育施設にも確認。</p> <p>n 実施機関が委託する場合は、国が関与。</p>
指導監査等を行う者の研修	<p>n 専門性の確保・向上のため、研修を実施。</p>

○情報公開

国が各事項の公表の頻度等を設定。

事項	案
助成決定状況	n 助成決定数（施設数、定員）等を公表
定員充足状況	n 各施設の定員充足状況を公表
取消、休止施設の状況	n 取消し、休止の状況を公表 n 取りやめ、事業譲渡、破産・民事再生、助成決定後相当の期間経過にもかかわらず開設していない施設の状況を公表
立入検査結果	n 各施設の監査結果を公表
決算情報	n 各施設の収支状況の分かる資料を公表

○自治体との連携

事項	案
自治体への情報提供	n 実施機関から自治体へ保育施設の助成決定等を情報提供 n 各保育施設から自治体へ利用者情報の提供を徹底。
指導監査、巡回指導等の連携	n 自治体と連携して指導監査・巡回指導を実施。 国は指導監査、巡回指導等について自治体との連携・調整を行うと共に、業務に要する費用を支援。 国は、自治体、保育施設、経済団体、保護者等との意見交換の場が設定されるよう推進。また、施設の休廃止等や万一の災害等に備えるためのマニュアルを整備。

○その他

事項	案
利用者・従事者の満足度調査の実施	n 満足度調査を実施。点数が平均を大きく下回る、下降が続く施設は、重点的に巡回指導。 国と実施機関が共同し、保育の質向上のため、調査研究を進める。

令和元年 8 月 28 日

公益財団法人児童育成協会 殿

児童育成協会の企業主導型保育事業に関する調査チーム

児童育成協会の企業主導型保育事業に関する実地調査について

標記について、令和元年 7 月 2 日の「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」で示した改善策の具体化を進めてきましたが、その後、助成決定取消し事案や東京地検特捜部による起訴事案が相次いで発生するなど、事業をめぐる環境が一層厳しさを増してきております。

このため、企業主導型保育事業の実施機関について、令和元年度に予定する公募・選定を適切に実施するため、現行の実施機関である児童育成協会の業務運営上の課題に関する実地調査を実施いたしますので、調査への御協力をお願いいたします。

調査においては、別添の調査事項について、関係資料の閲覧及びヒアリングにより行います。また、下記資料を内閣府まで御提出願います。

記

1. 調査期間 令和元年 8 月 28 日（水）～ 8 月 30 日（金）

2. 提出資料 各年度 4 月時点における職員の体制（管理職の職歴、正職員・契約職員・派遣職員の別、専門職の職種・人数・配置先等）

別 添

調査事項

- ① 一般の逮捕等の事案（整備費水増し・架空請求）等が発生した運用（審査及び監査）上の課題の検証
 - ・ 事案の申請当時の審査状況、水増し・架空請求防止策（単価と実績とのかい離状況の審査を含む）
 - ・ 申請類型ごとの審査の対応状況
 - ・ 審査マニュアルの整備状況、職員への教育・研修体制
 - ・ 助成金の返還状況
 - ・ 訴訟等への対応状況
 - ・ 運営開始の把握状況
 - ・ 協会が行う監査の内容
 - ・ 監査の受託者への指示内容と協会への報告の流れ
 - ・ 監査結果の活用状況
 - ・ 特別立入調査の実施状況と対応
 - ・ 各改善方策

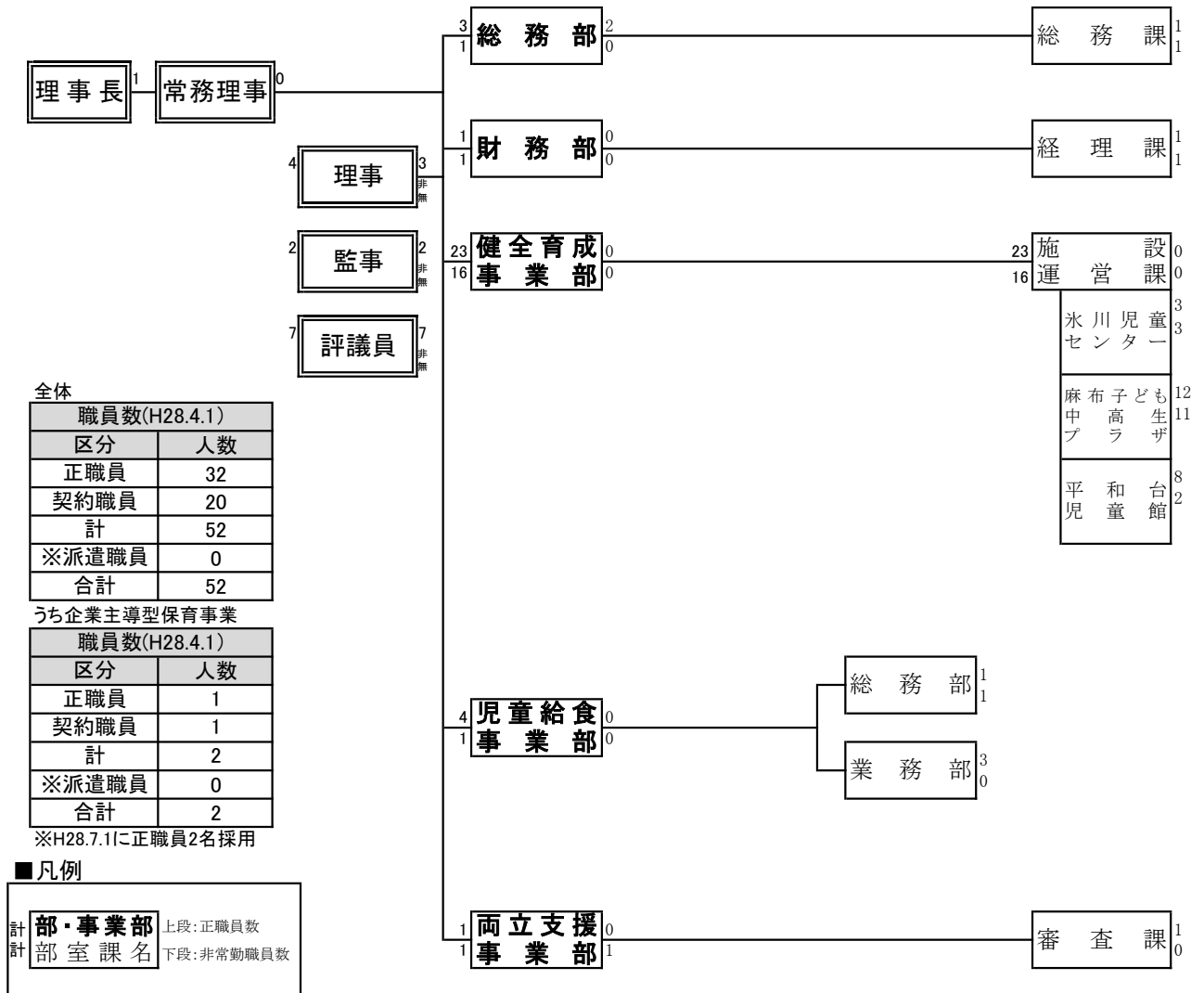
- ② 補助事業の実施状況一般に関すること
 - ・ 事業実績報告書の提出までの流れ
 - ・ 運営費の支払い状況
 - ・ 各改善方策

- ③ 相談・苦情処理体制の整備に関すること
 - ・ 受付・処理件数、職員配置状況
 - ・ ポータルサイトの活用状況
 - ・ 苦情等の記録の保存状況
 - ・ 相談対応マニュアルの整備
 - ・ 対応状況の進捗管理の実態
 - ・ 職員間の情報の共有
 - ・ 困難ケースに対する専門職の対応方法
 - ・ 苦情等の傾向分析

- ④ 補助事業の情報処理システムに関すること
 - ・ メール誤送信事案以後の改善状況
 - ・ アクセスが集中する事態が発生した場合の対応状況
 - ・ データの取りまとめから内閣府への報告に多大な時間を要する原因
 - ・ 基礎的な統計データ（類型別申請数、充足率など）の収集・管理状況
 - ・ 各改善方策

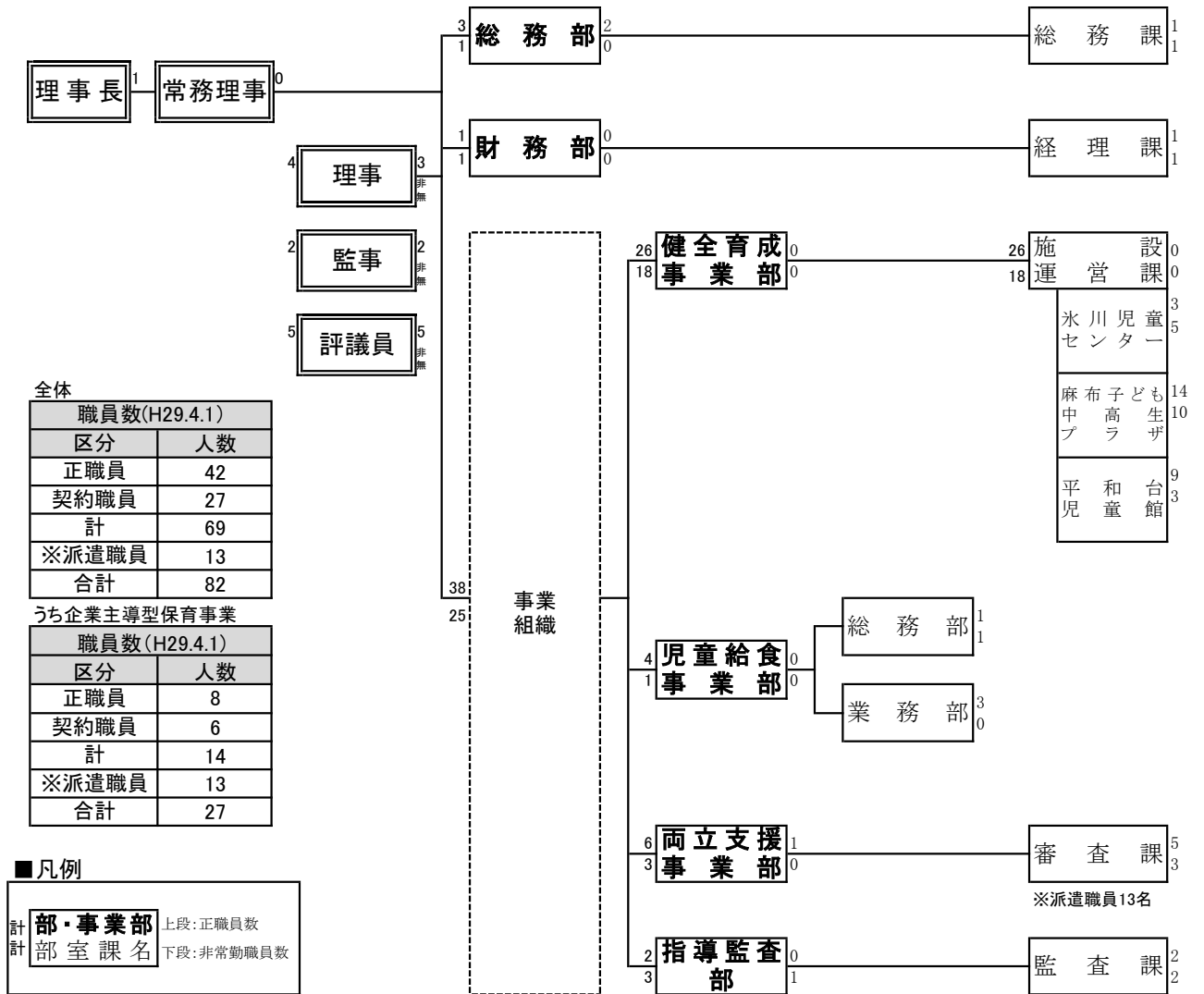
公益財団法人 児童育成協会 組織図

平成28年4月1日



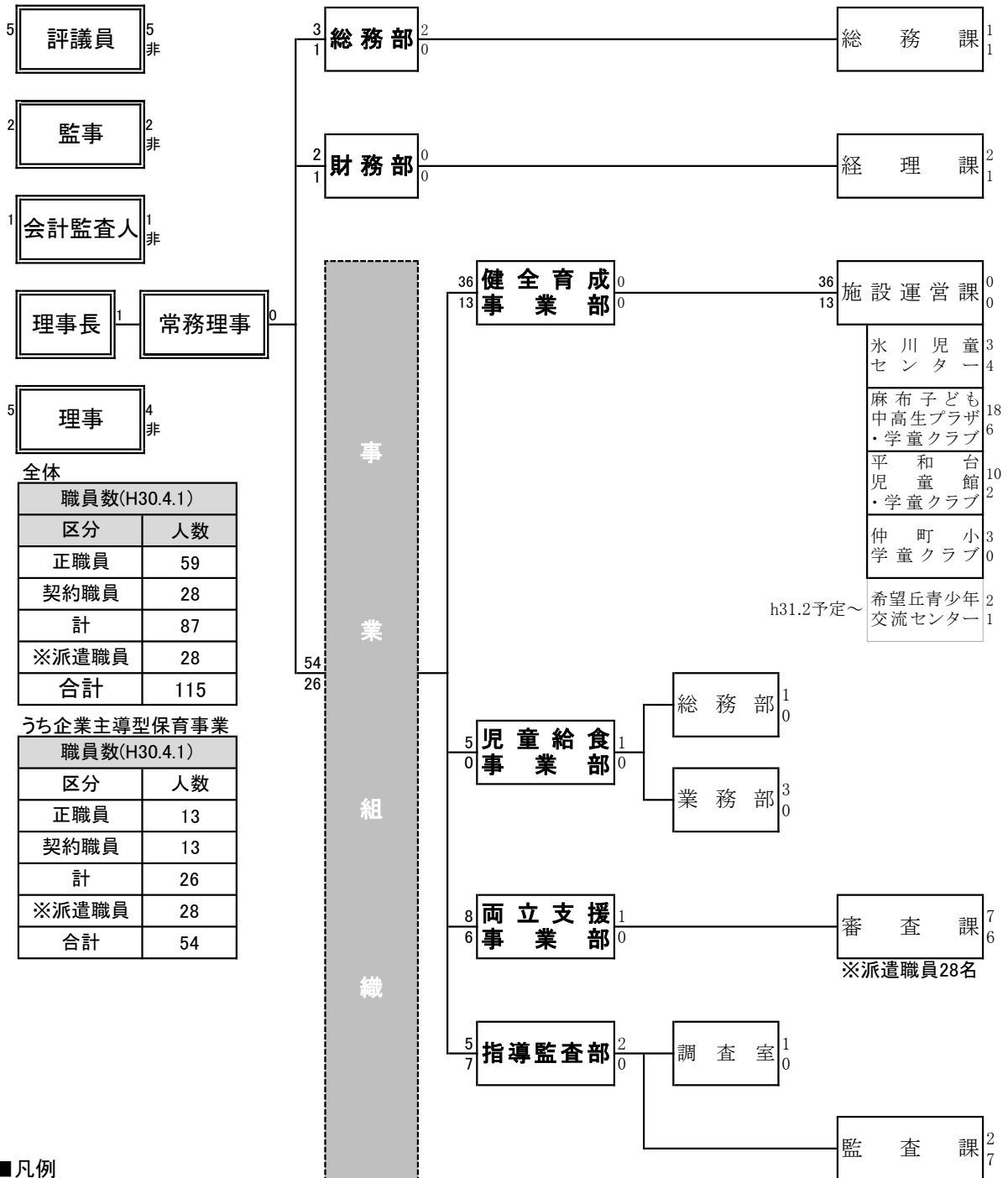
公益財団法人 児童育成協会 組織図

平成29年4月1日



公益財団法人 児童育成協会 組織図

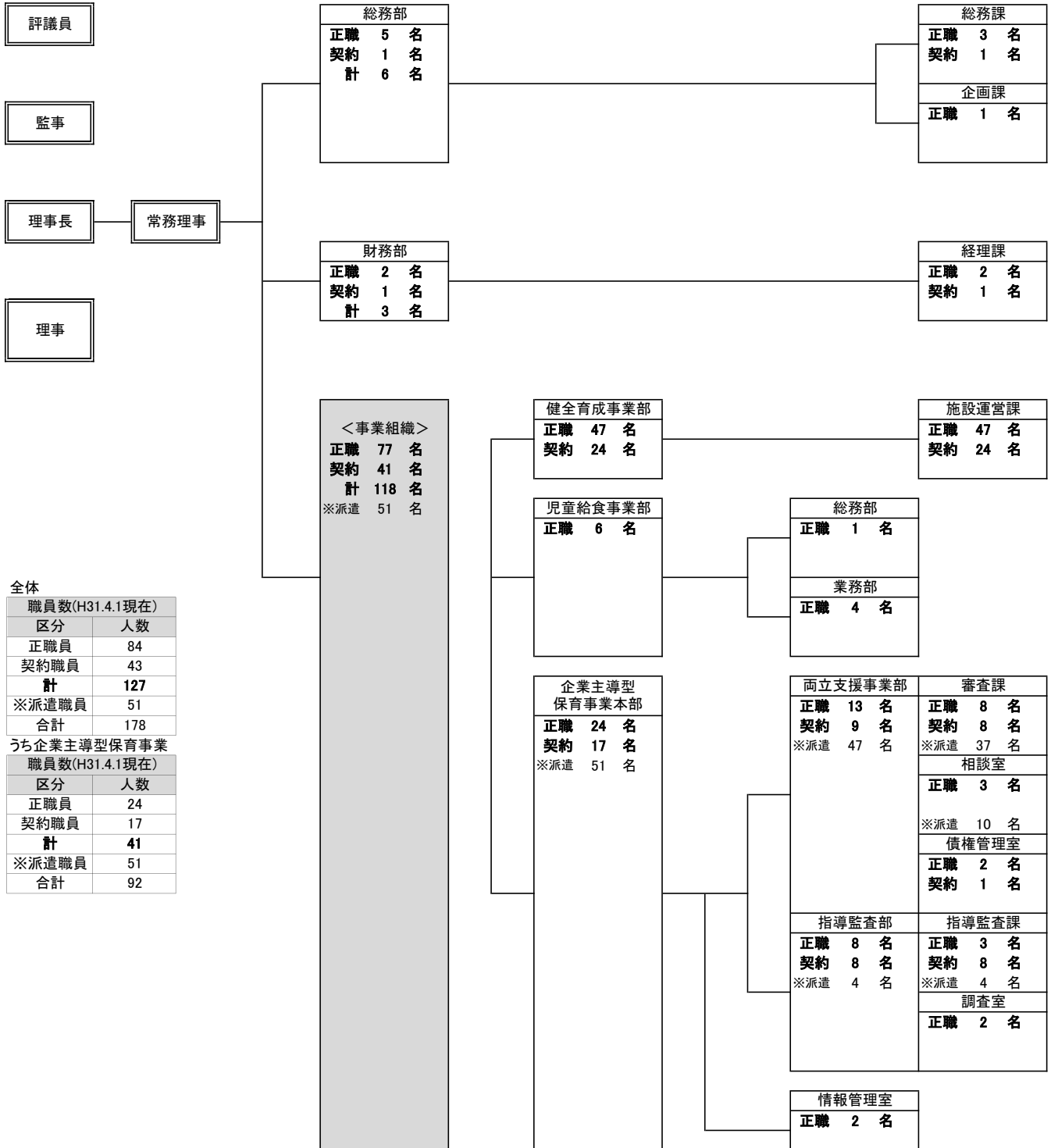
平成30年4月1日



凡例

計 部・事業部 上段: 正職員数
計 部室課名 下段: 非常勤職員数

児童育成協会組織図(H31.4.1現在)



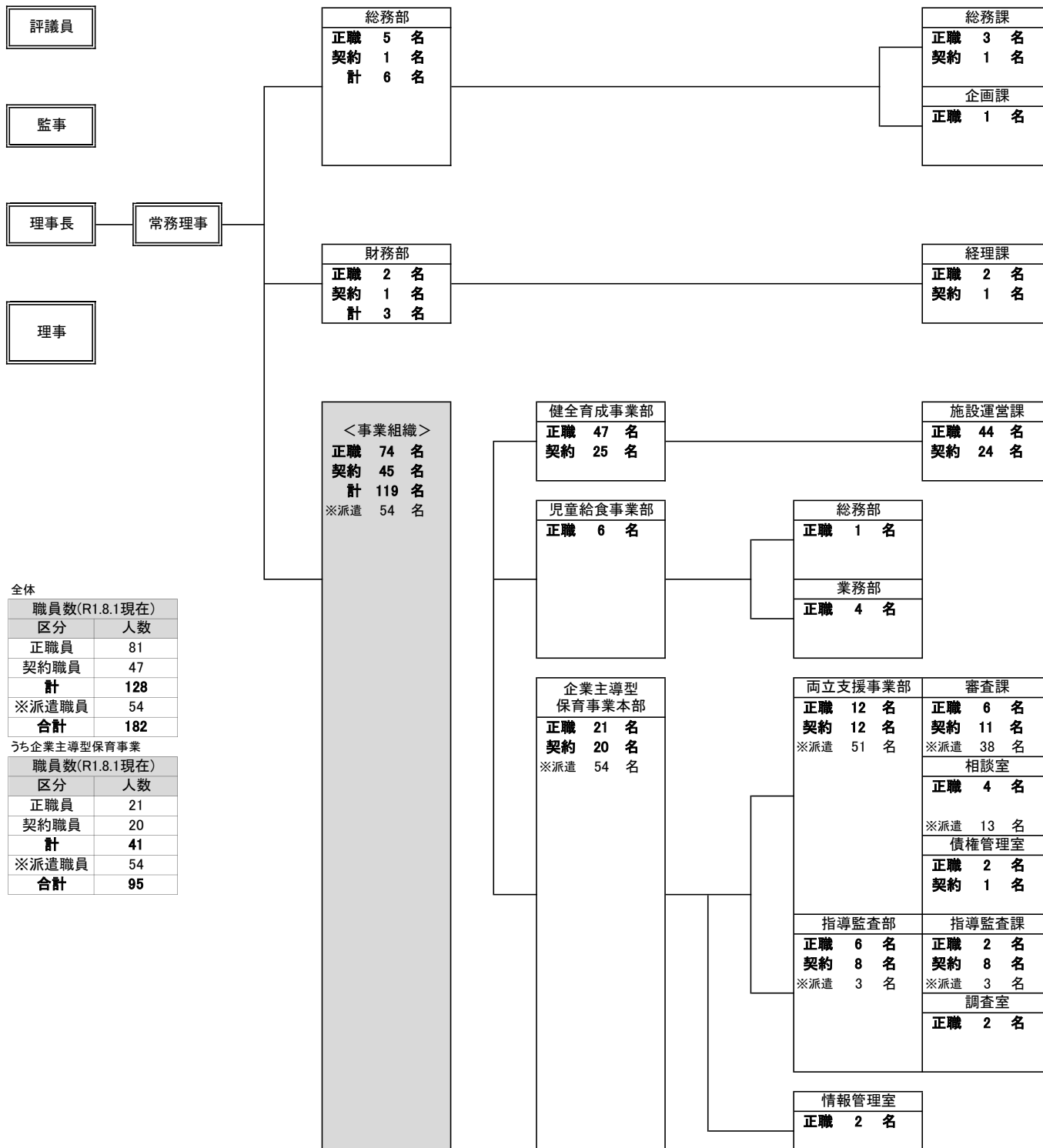
全体
職員数(H31.4.1現在)

区分	人数
正職員	84
契約職員	43
計	127
※派遣職員	51
合計	178

うち企業主導型保育事業
職員数(H31.4.1現在)

区分	人数
正職員	24
契約職員	17
計	41
※派遣職員	51
合計	92

児童育成協会組織図(R1.8.1現在)



全体

職員数(R1.8.1現在)	
区分	人数
正職員	81
契約職員	47
計	128
※派遣職員	54
合計	182

うち企業主導型保育事業

職員数(R1.8.1現在)	
区分	人数
正職員	21
契約職員	20
計	41
※派遣職員	54
合計	95

書類確認対象施設

☆施設選定基準

取消し及び取りやめにより現在も返還金を求めている施設

●取消し施設

	設置場所		保育施設名	設置者	確認対象書類	設置形態	助成決定取消年月日	要返還額(千円)	取消し事由
	都道府県	市区町村							
1	秋田県	秋田市	笑咲保育園	(有)心理教育相談室クローバー	平成28年度:整備費 平成28年度:運営費 平成29年度:運営費	単独設置	平成30年4月17日	43,999 (※1)	利用児童及び職員配置の水増し等により、助成金の虚偽申請、不正受給を行っていた事実が判明したため
2	沖縄県	沖縄市	あいらんど保育園沖縄園	(株)CFO	平成28年度:整備費 平成29年度:整備費	共同利用	平成30年4月17日	7,706	施設整備完了後、運営が開始されなかったため
3	福岡県	福岡市南区	KIDSLAND柳瀬(仮称)	J-Alive(株)	平成30年度:整備費	共同利用	令和1年7月5日	—	整備費の完了報告において、事実とは異なる報告をする不正の事実が判明したため
4	福岡県	福岡市中央区	KIDSLAND天神	株式会社ジャングルフードサービス	平成29年度:整備費 平成30年度:整備費	共同利用	令和1年7月5日	130,409	整備費の完了報告において、事実とは異なる報告をし、助成金の不正受給を行っていた事実が判明したため
5	東京都	杉並区	(※3)	合同会社ANELA	平成28年度:整備費	単独設置	令和1年7月9日	(※2)	整備費の助成申込において不正を行っていたことが判明したため
6	東京都	目黒区	(※3)	合同会社ANELA	平成28年度:整備費	単独設置	令和1年7月9日	(※2)	整備費の助成申込において不正を行っていたことが判明したため
7	東京都	世田谷区	(※3)	合同会社ANELA	平成28年度:整備費	単独設置	令和1年7月9日	(※2)	整備費の助成申込において不正を行っていたことが判明したため
8	東京都	中野区	(※3)	合同会社ANELA	平成29年度:整備費	単独設置	令和1年7月31日	(※2)	整備費の助成申込において不正を行っていたことが判明したため
9	東京都	世田谷区	(※3)	合同会社ANELA	平成29年度:整備費	単独設置	令和1年7月31日	(※2)	整備費の助成申込において不正を行っていたことが判明したため
10	大阪府	大阪市	キッズランド真田山舟橋店	株式会社Rafio	平成28年度:整備費 平成29年度:整備費 平成30年度:整備費	単独設置	令和1年7月31日	101,872	合理的な理由なく、施設の運営が開始されないため
11	大阪府	大阪市	KIDSLAND美章園	株式会社東京キッズランド	平成29年度:整備費 平成30年度:整備費	共同利用	令和1年8月9日	72,753	・整備費の完了報告において、事実とは異なる報告をし、助成金の不正受給を行っていた事実が判明したため ・合理的な理由なく、施設の運営が開始されないため
12	愛知県	名古屋市	KIDSLAND栄	株式会社GS	平成29年度:整備費 平成30年度:整備費	共同利用	令和1年8月9日	94,830	・整備費の完了報告において、事実とは異なる報告をし、助成金の不正受給を行っていた事実が判明したため ・合理的な理由なく、施設の運営が開始されないため
13	愛知県	名古屋市	KIDSLAND守山	株式会社デザインワークス	平成29年度:整備費 平成30年度:整備費	共同利用	令和1年8月9日	105,960	・整備費の完了報告において、事実とは異なる報告をし、助成金の不正受給を行っていた事実が判明したため ・合理的な理由なく、施設の運営が開始されないため
14	福岡県	福岡市	キッズランドコマースモール博多園	J-Alive(株)	平成28年度整備費 平成29年度整備費	共同利用	令和1年9月4日	119,710	・整備費の完了報告において、事実とは異なる報告をし、助成金の不正受給を行っていた事実が判明したため ・事業を中止し、又は廃止する場合には、協会の承認を受けなければならないが、協会の指示に従わず、その手続きが行われなかったため
15	東京都	港区	KIDSLAND西麻布	WINカンパニー(株)	平成28年度整備費 平成29年度整備費	共同利用	令和1年9月4日	41,925	・整備費の完了報告において、事実とは異なる報告をし、助成金の不正受給を行っていた事実が判明したため ・事業を中止し、又は廃止する場合には、協会の承認を受けなければならないが、協会の指示に従わず、その手続きが行われなかったため
16	大阪府	大阪市	キッズランド巽中	(有)田尻興業	平成28年度整備費	共同利用	令和1年9月4日	54,120	・事業を中止し、又は廃止する場合には、協会の承認を受けなければならないが、協会の指示に従わず、その手続きが行われなかったため ・合理的な理由なく、施設の運営が開始されないため

(※1)分割払いにより返還中

(※2)調査中のため、要返還額は未確定

(※3)新たな事業者のもとで、現在も運営されており、施設名を公表することにより、施設運営に影響を与えかねないため

●取りやめにより現在も返還金を求めている施設

	設置場所		保育施設名	設置者	確認対象書類	設置形態	助成決定取りやめ年月日	要返還額(千円)	取りやめ事由
	都道府県	市区町村							
17	大阪府	大阪市	キッズランド公園南矢田店	(有)田尻興業	平成28年度整備費 平成29年度整備費	共同利用	平成30年2月20日	34,285	
18	東京都	練馬区	こどもの杜武蔵関駅前保育園	Brighton Nursery & After School 株式会社	平成29年度:整備費	保育事業者	平成30年3月5日	50,682	
19	長野県	長野市	みなみあがた保育園(仮称)	エーファクトリー株式会社	平成29年度:整備費	共同利用	平成30年4月3日	17,000	
20	愛知県	名古屋市	ファイブフロッグスキッズルーム(仮)	株式会社ファイブフロッグス	平成28年度:整備費 平成29年度:整備費	共同利用	平成30年6月4日	67,767	
21	北海道	江別市	もみの木保育園江別園	株式会社クライスト・アドヴァン	平成29年度:整備費	単独設置	平成30年6月27日	22,770	
22	宮城県	仙台市	すたーちやいんど 仙台広瀬	株式会社Indigo Stage	平成29年度:整備費	単独設置	平成30年7月6日	15,667	
23	愛知県	名古屋市	KIDSLAND法華西町	(同)IBパートナーズ	平成29年度整備費	共同利用	平成31年2月28日	78,000	
24	大阪府	大阪市	キッズランド巽中	(有)田尻興業	平成29年度整備費	共同利用	令和1年6月21日	63,140	